

市からの 連絡帳



年金

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が確定申告や年末調整の社会保険料控除の対象です。

確定申告などで社会保険料控除として申告をする場合には、納付した国民年金保険料を証明する書類の添付が必要です。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合は、納付した方が社会保険料控除として申告することができます。

このため、9月30日までに納付した国民年金保険料額を証明した控除証明書「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が社会保険庁から11月上旬に送付されます。

年末調整、確定申告の手続きの際には、この証明書と10月1日以降に納付した領収証書が必要ですので大切に保管してください。

☎武蔵野社会保険事務所
(☎0422-56-1411)

健康年金課 ☎(☎460-9825)

各種申請

ご利用ください！
市民課土曜窓口

市民課では、土曜日に住民票や印鑑証明の交付のほか転出・転入手続などでもできるサタデーサービスを行っています。ぜひご利用ください。

なお、週により庁舎が替わりますのでご注意ください。

内容によっては取り扱えないものもありますので、事前にお問い合わせください。

☎・場

※第1・3・5土曜日...保谷庁舎

※第2・4土曜日...田無庁舎

いずれも午前9時～午後0時30分

市民課 ☎(☎460-9820)

☎(☎438-4020)

住民票等自動交付機休止

市役所の電気設備点検・整備に伴い、下記日程で住民票等自動交付機のサービスが停止します。

☎11月8日(土)

保谷庁舎の住民票等自動交付機のみ利用できなくなります。

☎11月23日(祝)

田無庁舎・保谷庁舎・保谷公民館・ひばりが丘図書館・芝久保公民館・保谷駅前公民館にあるすべての住民票等自動交付機が利用できなくなります。

市民課 ☎(☎460-9820)・☎(☎438-4020)

公共施設予約サービス一部停止

ネットワーク機器のメンテナンスにともない、下記の日程で公共施設予約サービスの一部が利用できなくなります。

すべてのロビー端末、入金システム、メール配信サービスが終日利用できません。有料施設を利用される方は、11月22日(土)までに入金をお願いします。

☎11月23日(祝)

情報推進課 ☎(☎460-9806)

ホ・ムペ・ジ機能の一部停止

簡単！手続きナビ、アンケート、パブリックコメント(市民意見提出手続き)、電子会議室が利用できなくなります。

☎11月23日(祝)

携帯電話サイト・Lモ・ドは通常どおり利用できます。

秘書広報課 ☎(☎460-9804)

☎不便とご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をお願いします。

印鑑登録の手続き

市内に住民登録または外国人登録をしている満15歳以上の方が申請できます。

必要なもの

登録する印鑑

窓口に来た方の本人確認ができるもの

代理人による申請の場合は、上記のほかに代理人の認め印・代理人選任届(委任状)(代理人の氏名、委任事項、本人の署名、登録する印鑑の押印などが必要)

◆即日登録

本人による申請で次の～のいずれかがある場合は、即日登録、証明書の交付が受けられます。

運転免許証、パスポートその他官公署が発行した顔写真の貼付してある免許証・許可証・資格証明書^{など}

保証書(印鑑登録申請書に別記。印鑑登録申請者が本人であることを保証するもの) 当市で印鑑登録をしている方が保証書欄に署名、実印の押印、印鑑登録番号の記入をすれば保証人になれます。

市民以外の方でも、都内在住であれば保証人になれます。その場合は印鑑登録証明書の添付が必要です。

◆照会登録

本人による申請で上記～の本人であることが確認できるものがない場合、代理人が申請する場合は、即日登録にはなりません。登録申請をすると本人あてに照会書を郵送します。照会書が届いたら、次のものを窓口に持参してください。登録が完了すると西東京市民カードをお渡しします。

照会書の別記回答書に本人が署名、押印したもの

登録する印鑑

申請者の本人確認ができるもの(健康保険証、年金手帳^{など})

代理人が回答書を持参する場合は上記の他に照会書に別記の代理人選任届(委任状) 代理人の認め印、代

理人の本人確認のできるもの(運転免許証、パスポート、健康保険証^{など})

登録手数料 300円

◆印鑑登録証明書などの請求

印鑑登録証(市民カード)を提示して本人または代理人が申請します。

代理人が申請する場合でも、代理人選任届は必要ありません。

手数料 300円

市民課 ☎(☎460-9820)

☎(☎438-4020)

子育て

ファミリー・サポート・センターファミリー会員登録説明会

当センターでは、地域の中で子どもを預けたい方(ファミリー会員)、子どもを預かる方(サポート会員)からなる会員同士の相互援助活動を行っています。

ファミリー会員の登録希望の方は、電話で申し込みのうえ出席してください(子ども同伴可)。

☎・場

11月4日(火) 午前10時～正午・田無総合福祉センター

11月15日(土) 午前10時～正午・保谷保健福祉総合センター

必要なもの

保護者の顔写真(縦3cm×横2.5cm)1枚 印鑑 80円切手1枚(会員証郵送用)

☎説明会の前日午後5時までにファミリー・サポート・センター事務局(☎438-4121)へ電話で。

子ども家庭支援センター

(☎425-3303)

ひとり親家庭等医療費助成制度をご利用の方へ

現況届(更新手続)の提出期限は11月17日(月)です。

現在お持ちの「ひとり親家庭等医療証」の有効期間は、12月31日までです。来年1月1日以降もこの制度を利用する場合は、先に送付した「現況届」に記入し、必ず届け出をしてください。届け出がない場合は、引き続き助成資格がある場合も、1月からの助成を受けることができませんのでご注意ください。

◆現況届の提出

必要書類

現況届

加入健康保険証の写し

戸籍謄本(変更があった場合)

養育費などに関する申告書

平成20年1月1日現在の住所が市外の方は、前住地の市区町村長の発行する「平成20年度所得証明書」(扶養人数・各種控除内容・課税状況の記載があるもの。受給者本人と扶養義務者の分が各1通必要)

お子さんが市外にいる方は、その居住地の世帯全員の住民票の写し 身体障害者手帳または愛の手帳の写し(お持ちの方のみ)

～は児童扶養手当または児童育成手当現況届で提出済みのものについては省略可。

医療証の交付

審査の結果対象となる方には、12月末までに医療証を郵送します。(対象外の場合も通知)

提出先 子育て支援課(田無庁舎1階)

子育て支援課 ☎(☎460-9840)

高齢者支援

ささえあい訪問サービスをご利用ください

～ささえあい訪問サービスとは～

ささえあい訪問協力員養成研修を受講した地域のボランティアが、お宅を訪問し玄関で話をうかがったり、まちで会ったときに声かけをして、安否の確認を行います。新聞受け・郵便受け、照明の点灯などの状況から高齢者の生活を見守ります。☎市内在住でおおむね65歳以上の方で、親族・近所・友人からの見守りが少ない方、またはふだんの生活に不安がある方

希望の方は、高齢者支援課またはお住まいの担当地域の地域包括支援センターまでご連絡ください。案内と申請書類を郵送します。

☎

月1回の玄関までの訪問

週1回の外からの生活状況の確認 サービス期間 サービス開始から1年間。利用者からの申し出がない場合は、自動的に1年延長します。

高齢者支援課 ☎(☎438-4030)

介護保険地域密着型サービス事業に係る指定事業所の選定結果

西東京市介護保険事業計画(第3期)の地域密着型サービス事業整備計画に基づき、下記の事業所が選定されました。

高齢者支援課 ☎(☎438-4030)

市の日常生活圏域別およびサービス事業

圏域	サービス事業	事業所(法人名)
北東部	認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護	(株)正育堂

福祉

東京都福祉サービス第三者評価をご存知ですか？

市では、これから福祉サービスを利用される方や利用している方が、自分にあったサービスを選択する際の目安となる情報提供と、サービス提供事業者のサービス向上への取り組みを支援するため、福祉サービス第三者評価の普及・啓発を進めています。

◆福祉サービス第三者評価とは？

事業者や利用者でない第三者の評価機関が、客観的に福祉サービスの内容や質などを評価し、その結果を公表します。

◆市の施設も積極的に第三者評価を受けています

平成19年度は、市内の公立施設7か所、民間施設36か所が第三者評価を受けました。その結果は、☎とうきょう福祉ナビゲーション(<http://www.fukunavi.or.jp>)で閲覧できます。

◆市では、市報や☎で、第三者評価を普及・啓発するとともに、介護保険連絡協議会等を通じ、事業者